

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、この6月議会に提案された、議案第8号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第1号）の内、第2表、債務負担行為の補正、追加限度額928万5,000円について、容認できないことから、反対の立場で討論します。

債務負担行為額として928万5,000円が計上されていますが、検討調査報告書（速報版）として報告されたアドバイザリー業務の必要金額と比較しますと、あまりにも大幅な増額となっています。

毎年当初予算の編成の時期には、最少の経費で最大の効果をあげる予算編成に心がけるようにという言葉が、よく使われて通知が出されます。こうした心がけは、その後の補正予算の時においても、その理念は継続するもの、継続されているものと考えます。

今回計上された予算額は、1市2町の合計額は、ご答弁にあったように、2,700万円となります。

この額は、速報版の数値では、消費税分を含めて2,200万円という説明は、ありましたが、約2割5分もの上乗せされた金額となります。

一般的な数値から勘案しても、到底、考えられる数値ではありません。

また、担当者の会議の決定事項も、お聞きもしましたが、取り寄せた見積書の金額の検討もなく、今回の補正予算の計上となっています。

こうした予算の編成が今後も続いて行くということでは、大変な結果になってしまいます。

新聞報道によれば、15年間で、5億円節約出来るとの内容でありましたが、報

告書の中の新規発生をしている、S P C設立初期費用、今回のアドバイザー一業務、モニタリングなどの経費についても似通った手順、手法となるのであれば、そうしたことを勘案すれば、相当な金額になってしまいます。

こうした経費こそ、民間業者のノウハウが最も活かせるものと考えます。

つまり、ノウハウを最大限に活かしますから、報告書の金額から更に減額されて見積もられるのが当然ではないでしょうか。

私以外の議員の皆さんも、そうお感じになられるものと思います。

1市2町としての会議の内容の報告も聞きましたが、担当者間においての、発言の記録のないことから、この見積もり金額についての検討状況も、推し量ることはできない内容となっていました。

多度津町の担当者の発言がみえることで、より慎重に協議されていることを知ることができます。

発言内容の記録があり、厳しく検討協議して決定がなされた金額であるべきです。

さらに、これまで検討調査報告書の様々なところで、民間事業者は、蓄積されたノウハウを持っているので、より低額な金額で効率よく事業が推進できる旨の説明であったと記憶をいたしております。

ならば何故、こんなに大きく乖離した金額となったのか不思議でなりません。

もちろん、この債務負担行為の金額は、予算の計上、枠取りですから、多少の余裕的な金額が出ることは承知をいたしております。

今少し以前にさかのぼることになりますが、給食センター調査検討報告書の作成業務について、コンサルタント会社と契約をしたわけですが、善通寺市のみの契約となっていたことから、本町の細やかな要求がこの調査書の中に反映が出来得なかったものも見受けられます。

それは、契約者の中に本町が入っていないことから生じたものと言えます。

契約者との打ち合わせの中で、その中に本町がはまっていますと細やかな部分についても、その場で発言が付け加えることも出来たと思っております。

こうした数値、手順により、補正予算を提出することとなるのであれば、提示いただいている学校給食センター整備検討調査そのものをも、見直しの開始をし、給食センター整備についての方向性の検討を、一早く再度手掛けることが先決です。

勇気ある見直しの決定こそ、よりよい方向性と言えます。

従って、私は、平成28年度一般会計補正予算（第1号）の内、第2表、債務負担行為の補正、追加限度額928万5,000円については、容認することはできません。

したがって、今回提出の平成28年度多度津町一般会計補正予算（第1号）については、反対します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

はい、渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

議案第8号の債務負担行為の補正928万5,000円について、反対の立場で討論いたします。

善通寺・琴平町・多度津町学校給食センター整備事業PFIアドバイザー業務委託料928万5,000円、契約までのアドバイザー業務の委託料は1市2町で負担、善通寺が1,450万円、多度津町928万5,000円、琴平町321万5,000円と記されています。

アドバイザー費の中身は事業者設定の支援にあたり、コンサルタントに支払う報酬、先行事例から設定するという一方で、しかし先行事例を設定した結果、消費税200万円を入れて2,200万円から2,700万円とかい離し、あまりにもアップの額が大きい。

常識での感覚でいきますと、先行事例に沿ったそれに近い金額、又はそれよりも以下の金額が普通と思われる。

今後、要求水準書に示されている内容と設定額がかい離がある場合は、1市2町とコンサルトとをあわせ、4者でしっかりと協議の上、逐次詳細を議会においても説明、報告をすべきであると思います。

今後は、要求水準書に示されている内容と設定額のかい離は発生すると思われる。

例えば建設費の物価変動についてでございますが、東京オリンピックの影響から資材・労務費の共に高騰しており、先行事例の金額は参考とはならないと思われる。

そういった意味で、曖昧、コンサルタントまかせが原因でまんのう町の例もあります。

そこで私は、今回のPFIに対して色々勉強するつもりで頑張っているんですけども中々スムーズに頭の中に入ってきませんが、やはりしっかりと執行部の皆さん、1市2町、コンサルタントとどういうふうになっているのかという部分をしっかりと詳細に今後も説明していただきたいと思います。

そういった意味で今回の債務負担行為の補正については反対でございます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

はい、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、議案第8号、平成28年度多度津町一般会計補正予算について、次の点で反対討論を致します。

平成28年度多度津町一般会計補正予算での歳入歳出の補正での第2条債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為によるとして善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備事業P F Iアドバイザー業務委託料として、平成28年度から平成29年度までの期間、限度額として928万5,000円を補正されております。

これは、去る3月31日木曜日に今後の多度津町給食センターの方向について、総務教育常任委員会では、町内給食センター建設検討地、町有地5カ所、民有地1カ所についての説明があり、さらに今後の多度津町給食センターの方向について、1. P F I 方式スケジュール短縮案、2. 検討結果の2つが出され、質疑中に質疑打ち切りとなり多数決により総務教育常任委員会で1市2町での学校給食センターの方向性を決めてしまいました。

そして5月6日金曜日に建設産業民生常任委員会終了後に全員協議会では、1. 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備検討調査業務報告書についての議題があり、報告、説明がありました。

これまで今まで、1. 多度津における地産地消の取り組みに対して、大きな影響があること、2点目に熊本地震や5年前の3.11東北地震における炊き出し施設で自己方式の給食施設の必要性があること、3点目に香川県でも中央構造線が走っており、震災は避けて通れないこと、4点目に教育的給食施設の老朽化対策としての統合の説明を各地区で住民説明会を開くべきなどと主張してまいりました。

今回の債務負担行為の補正では、1. 今まで議会の本会議で方向性については、議決をされていないこと。

2点目に現段階で町民や受益者が納得のいく説明を受けない中で、いよいよ足を踏み込んでしまうことになること。

3点目に債務負担行為の補正が認められると、実質的なものになって進んでいくことになってしまうことに多くの町民が不安を持っていることなど、以上の3点から給食受益者である児童や生徒、保護者住民の事前の合意がないまま議決することに対し反対をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

他にないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。